

都市計画法第53条第1項の許可について

建築の許可基準

項目	許可基準等
判断基準	都市計画法第54条 市長(許可権者)の裁量
根拠	都市計画法第53条第1項の許可に関する取扱要綱
階数・形状	階数が3以下で、かつ、地階を有しないこと
主要構造部	木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造
移転・除却の容易性	容易に移転し、又は除却することができるものであること

※ 平成15年10月1日から、都市計画法第53条第1項に規定する建築の許可については、従前の2階建てから3階建てへ緩和されました。

※ 長期優良住宅の建築については、原則的に不可となっております。
詳細につきましてはお問い合わせください。

取扱要綱が適用となる区域

都市計画施設の区域内 (都市計画道路)	・黒須中央通り線 ・東京街道線 ・武蔵中央通り線 ・小谷田中神線 ・根岸二本木線 ・会館通り線	・黒須鵜ノ木線 ・安川新道線 ・下藤沢線 ・中神狭山台線 ・狭山ヶ原中央通り線
都市計画施設の区域内 (都市計画公園)	・愛宕公園	
市街地開発事業の施行 区域内 (土地区画整理区域)	・扇土地区画整理区域 ・金子土地区画整理区域	

問い合わせ先 入間市役所

住所 358-8511 埼玉県入間市豊岡1丁目16番1号

電話 04-2964-1111(代表) FAX 04-2965-0232(代表)

○都市計画道路について - 都市計画課 計画・公共交通担当(内線3382)

○都市計画公園について - 都市計画課 みどり公園担当(内線3317)

○土地区画整理区域について - 区画整理課 (内線3344、3345)